文書番号：RCCT TR01-改定５版

翻訳者の資格基準及び手続き

制　　定：２０１９年　４月　１日
改定５版：２０２５年　５月１５日

一般財団法人日本要員認証協会
翻訳者評価登録センター

目次

はじめに **1**

１．適用範囲 1

２．用語の定義と関連文書 1

2.1 用語の定義 *1*

2.2 関連文書 *2*

第一章　翻訳者の資格基準 **3**

３．翻訳者資格の区分及び要件の概要 3

3.1　言語方向 *3*

3.2　専門分野 *3*

3.3　資格区分 *3*

3.4　資格区分の概要 *3*

４．新規登録、拡大登録及び格上げ 4

4.1　翻訳検定試験 *4*

4.2　教育／実務経験 *4*

4.3　申請料・登録料の支払い *5*

4.4　「登録翻訳者倫理綱領」の遵守 *5*

５．資格の更新 5

5.1　翻訳実績 *5*

5.2　継続的専門能力開発（CPD） *6*

5.3　2 年間の活動の振返りと苦情等の記録 *6*

5.4　登録料の支払い *6*

5.5　「登録翻訳者倫理綱領」の遵守 *6*

６．継続的な確認 6

6.1　翻訳者から当センターへの報告 *6*

6.2　利害関係者から当センターへの苦情又は情報提供 *7*

７．資格の失効、回復、一時停止及び取消し 7

7.1　登録資格の失効 *7*

7.2　資格の回復 *7*

7.3　資格の一時停止 *7*

7.4　資格の一時停止の解除 *7*

7.5　資格の取消し *7*

８．権利及び義務 7

8.1　登録された翻訳者の権利 *7*

8.2　登録された翻訳者の義務 *8*

第二章　申請の手続き **9**

９．各種申請の手続き 9

9.1　新規登録、拡大登録及び格上げの手続き *9*

9.2　更新の手続き *12*

１０．異議申し立て及び苦情 13

10.1　翻訳者として受けた苦情 *13*

10.2　当センターに対する異議申し立て又は苦情 *14*

１１．登録情報の変更、資格放棄の届出、登録証明書の再発行申請 14

11.1　登録情報の変更 *14*

11.2　資格放棄の届出 *14*

11.3　登録証明書等の再発行申請 *14*

１２．申請料・登録料の支払い及び申請書類の送付先 14

付則 **14**

付属書１　当センター登録試験について **15**

付属書２　申請に必要な各種様式 **16**

付属書３　申請料、登録料及び登録証明書等再発行料金 **17**

付属書４　登録翻訳者倫理綱領 **18**

付属書５　当センター翻訳者資格の公表に係わる遵守事項 **19**

付属書６　翻訳者登録証明書及び翻訳者登録カードの記載項目 **21**

制定・改定履歴 **22**

はじめに

１．適用範囲

本文書は、一般財団法人日本要員認証協会　翻訳者評価登録センター（以下、当センターという。）が翻訳者を認証登録するための基準を定める。

第一章に翻訳者の資格基準、第二章に申請のための手続き及び申請書様式の記入要領を示す。

２．用語の定義と関連文書

2.1 用語の定義

用語の定義はJIS Y 17100　2項「用語及び定義」による他、以下のとおりとする。

2.1.1 翻訳検定試験

本「翻訳者の資格基準及び手続き」において翻訳者登録の要件の１つである翻訳検定試験であり、RCCT EX01「翻訳検定試験の承認基準及び手続き」に基づいて当センターによって登録された試験問題作成、試験運営、採点、結果通知を含む検定試験。

2.1.2 言語方向

日英及び英日。

2.1.3 専門分野

JIS Y 17100　2.3.10項のドメイン（独自の専門的な文化，社会的な関係及び言語的な特徴をもつ主題分野，知識範囲又は活動）と関連して翻訳者の力量が認められる領域。

登録対象の各専門分野とその検定試験分野を付属書１に示す。

2.1.4 異議申立て

当センターへの登録者又は申請者が、当センターの下した決定について再考を求めること。

2.1.5 苦情

1）個人又は組織が、直接又は間接に翻訳者に対して回答を期待して行う不満の表明。

2）当センターへの登録者又は申請者が、当センターに対して回答を期待して行う不満の表明で，異議申立て以外のもの。

2.1.6 新規登録

本センターに翻訳者として未登録の者が新たに登録されること。

2.1.7 拡大登録

当センターに既に翻訳者として登録されている者が、異なる言語方向又は分野の翻訳者として追加登録されること。有効期限日は、既に登録されている資格の有効期限日と同一とする。

2.1.8 格上げ登録

現在保有する翻訳者の資格区分を、同じ言語方向及び分野の中で上位の区分に変更すること。

格上げになった後も資格の有効期限日に変更はない。

2.1.9 更新登録

当センターに翻訳者として登録されている者が、有効期限後も引き続き登録を保持するために行う登録処理。新規登録及び更新登録の日の２年後の前日が資格の有効期限日となり、新規登録及び更新登録の日の２年後が新しい更新登録日となる。

2.1.10 申請受付日

当センターが、必要な申請書類を受領した日。

申請受付日は、資格更新のための翻訳実績及び継続的専門能力開発（CPD）の対象期間算定の起点となる。

2.1.11 継続的専門能力開発（CPD）

当センターに登録している翻訳者が、翻訳者としての能力の維持、向上を目的として、継続的に実施する能力開発。資格更新に必要な翻訳実績を満たすことが出来ない場合に必要となる。

2.2 関連文書

関連文書は以下のとおりである。

JIS Y 17100:2021　翻訳サービスー翻訳サービスの要求事項

第一章　翻訳者の資格基準

３．翻訳者資格の区分及び要件の概要

3.1　言語方向

言語方向は、以下の2種類とする。

a）日英

b）英日

3.2　専門分野

専門分野は、以下の4分野とする。

a）金融・経済・法務

b）医学・医薬

c）工業・科学技術

d）特許・知財

3.3　資格区分

資格区分は、表１による。

表1　翻訳者の資格区分

資格区分	力量
Advanced Professional Translator (APT)	翻訳のプロとして一段高いレベルにある。原文の専門情報がより正確に伝わり、かつ専門訳文として優れている。
Professional Translator (PT)	プロレベルである。原文の専門情報が正しく伝わり、かつ専門訳文として適切である。
Paraprofessional Translator (PPT)	プロに準ずるレベルである。原文情報伝達の正確性、訳文言語としての適切性の点で一部に課題もあるが、実務で通用するレベルである。

注）資格区分は英語のフル表記とし、略称（PT 等）も便宜的に用いる。区分名称を日本語にすると

Advanced Professional Translator：上級プロ翻訳者

Professional Translator：プロ翻訳者

Paraprofessional Translator：準プロ翻訳者

となるが、日本語名称は当センターの正式文書には使用しない。

3.4　資格区分の概要

資格区分毎の要件の概要は、表２による。

表２　翻訳者の要件の概要

資格区分	要件	
	翻訳検定試験(注)	教育／実務経験
Advanced Professional Translator (APT)	当センター登録の検定試験１級（合格から５年以内）	4.2 項　a)、b)、c)のいずれか
Professional Translator (PT)	当センター登録の検定試験２級以上（合格から５年以内）	4.2 項　a)、b)、c)のいずれか
Paraprofessional Translator (PPT)	当センター登録の検定試験3級以上（合格から５年以内）	4.2 項　a)、b)、c)のいずれか

注）翻訳検定試験実施機関が実施し、当センターによって登録された翻訳検定試験は、付属書１に示す。

４．新規登録、拡大登録及び格上げ

新規登録、拡大登録及び格上の要件は、以下による。

a）新規登録

翻訳者への新規登録申請者は、4.1項から4.4項に定める要件を満たすこと。

b）拡大登録

当センターに既に翻訳者として登録されている者が、異なる言語方向又は専門分野に対して4.1項から4.4項に定める要件を満たすことにより、新たな言語方向又は専門分野の翻訳者として登録可能である。

c）格上げ登録

当センターに翻訳者として登録されている者が、既に登録されている言語方向又は専門分野におけるより高い区分に対して4.1項から4.4項に定める要件を満たすことにより、新たな資格区分の翻訳者として登録可能である。

なお、過去に当センターの翻訳者として登録していたが、現在は登録されていない、又は一部の資格を失った者が、再登録を希望する場合は、新規登録の要件又は拡大登録の要件に従って登録申請を行う必要がある。

ただし、当センターは、7.5 項の事由により資格取消しとなった者から再登録の申請があった場合は、これを受理しない。

4.1　翻訳検定試験

翻訳者資格の登録に必要な翻訳検定試験への合格は、表３による。

表３　翻訳者資格登録に必要となる検定試験の合格

資格区分	必要な検定試験の合格
APT	合格証発行日から５年以内の、当センター登録試験１級への合格
PT	合格証発行日から５年以内の、当センター登録試験２級以上への合格
PPT	合格証発行日から５年以内の、当センター登録試験３級以上への合格

注）当センター登録試験の詳細は、付属書１に示す

4.2　教育／実務経験

翻訳者資格の登録に必要な教育／実務経験は、以下の a）、b）又は c）による

a）高等教育機関が認定した翻訳の卒業資格

学位を付与する大学の卒業以上の資格で、卒業証書または卒業証明書に卒業した学部、学科、コース等の名称内に“翻訳”の語句が含まれるものとなる。

b）高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格、及び専業専門家として２年以上の翻訳経験

1）高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格は、学位を付与する大学の卒業以上の資格となる。

2）専業専門家としての２年以上の翻訳経験は、申請する区分毎に、表４の「業務実績示す場合」又は「専業専門家としての翻訳経験で示す場合」のいずれかによる。

表４　専業専門家としての２年以上の翻訳経験

資格区分	専業専門家としての２年以上の翻訳経験	
	業務実績で示す場合： 該当の専門分野及び言語方向に関する、 以下の業務実績	専業専門家としての翻訳経験で示す場合： 該当の専門分野及び言語方向に関する、 以下の業務経験
APT、PT	日英：原文 30 万文字以上 英日：原文 15 万ワード以上	２年相当の業務経験
PPT	日英：原文 15 万文字以上 英日：原文８万ワード以上	

注）この表の要件の対象期間は、直近２年に限定されない。

c）専業専門家として５年以上の翻訳経験

専業専門家としての５年以上の翻訳経験は、申請する区分毎に、表５の「業務実績で示す場合」又は「専業専門家としての翻訳経験で示す場合」のいずれかによる。

表５　専業専門家としての５年以上の翻訳経験

資格区分	専業専門家としての５年以上の翻訳経験	
	業務実績で示す場合： 該当の専門分野及び言語方向に関する、 以下の業務実績	専業専門家としての翻訳経験で示す場合： 該当の専門分野及び言語方向に関する、 以下の業務経験
APT、PT	日英：原文 75 万文字以上 英日：原文 38 万ワード以上	５年相当の業務経験
PPT	日英：原文 38 万文字以上 英日：原文 19 万ワード以上	

注）この表の要件の対象期間は、直近５年に限定されない。

4.3　申請料・登録料の支払い

当センターが定める申請料・登録料（付属書３参照）を当センターに支払うこと。

4.4　「登録翻訳者倫理綱領」の遵守

当センターが定める「登録翻訳者倫理綱領」（付属書４参照）の遵守を誓約すること。

５．資格の更新

翻訳者資格の有効期間は、資格登録日又は更新日から２年間とする。

有効期限後も資格を継続するためには、資格登録又は更新から２年毎に、資格の更新申請を行うこと。

新規更新申請者は、5.1 項から 5.5 項に定める要件を満たすこと。

また、６項に定める継続的な確認において問題が認められないこと。

5.1　翻訳実績

前回申請受付日以降、今回の申請までの期間に実施した、表６の「業務実績示す場合」又は「専業専門家としての翻訳経験で示す場合」のいずれかの翻訳実績を提出すること。

表６　資格更新のために必要な翻訳実績

<table>
<tr><th rowspan="2">資格
区分</th><th colspan="2">資格更新のために必要な翻訳実績</th></tr>
<tr><th>業務実績で示す場合：
該当の専門分野及び言語方向に関する、
以下の翻訳実績</th><th>専業専門家としての翻訳経験で示す場合：
該当の専門分野及び言語方向に関する、
以下の翻訳経験</th></tr>
<tr><td>APT、PT</td><td>日英：原文 30 万文字以上
英日：原文 15 万ワード以上</td><td rowspan="2">2 年相当の業務経験</td></tr>
<tr><td>PPT</td><td>日英：原文 15 万文字以上
英日：原文 8 万ワード以上</td></tr>
</table>

注１）日英及び英日の両方の言語方向で登録している場合、両方の言語方向の実績を合算し、所定の文字数又はワード数があればよい。

注２）資格更新に必要な翻訳実績が満たせない場合は、5.2 で規定する継続的専門能力開発での提出でもよい。但し、APT 及び PT 資格保有者は、2 回連続して継続的専門能力開発による資格更新はできない。

5.2　継続的専門能力開発（CPD）

5.1 の翻訳実績を示すことが出来ない場合、前回申請受付日以降、今回の申請までの期間において合計 10 時間以上の継続的専門能力開発を行ったことを示す資料を提出すること。

5.1 の翻訳実績を示すことが出来る場合は、継続的専門能力開発の提出不要である。また、資格区分が APT 及び PT の登録者については、2 回連続して継続的専門能力開発の提出による資格の更新は認められない。

5.3　2 年間の活動の振返りと苦情等の記録

新規登録又は前回更新からの 2 年間における活動の振り返りを行い、振り返りの結果について記述すること。

また、翻訳者として受けた重大な苦情の有無と、苦情があった場合、その概要を記載すること。

2 年間の活動の振返りと苦情等の記録の記述方法を 9.2d）に示す。

5.4　登録料の支払い

当センターが定める登録料（付属書３参照）を当センターに支払うこと。

5.5　「登録翻訳者倫理綱領」の遵守

当センターが定める「登録翻訳者倫理綱領」（付属書４参照）を遵守を誓約すること。

６．継続的な確認

6.1　翻訳者から当センターへの報告

6.1.1 登録情報の変更

当センターに登録されている翻訳者は、登録情報に変更が生じた場合、当センターに書面で報告すること。

6.1.2 翻訳者が利害関係者から受けた重大な苦情

当センターに登録されている翻訳者は、利害関係者から自身の翻訳活動に関して受けた重大な苦情について、5.3 に示した通り、資格更新時に当センターに報告すること。さらに、苦情内容が緊急性を有する場合には、都度速やかにその内容及び対応の計画又は完了を、当センターに書面で報告すること。

当センターは、報告内容に関して、当該翻訳者資格の登録、更新要件に抵触していないかどうかを確認し、必要な対応を行う。

6.2　利害関係者から当センターへの苦情又は情報提供

当センターに登録されている翻訳者に関して、利害関係者から当センターに苦情又は情報提供があった場合、当センターは苦情又は情報提供の内容が当該翻訳者資格の登録、更新要件に抵触していないかどうかを確認し、問題がある場合は必要な対応を行う。

７．資格の失効、回復、一時停止及び取消し

7.1　登録資格の失効

次の事項が発生した場合、該当する翻訳者の登録資格は失効する。

a）資格の更新期限日までに、必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがなかった場合。

b）当センターによる評価及び判定の結果、5項に定める資格更新の要件を満たすことができなかった場合。

c）当該翻訳者から資格放棄の届出があった場合。

7.2　資格の回復

7.1a）により資格が失効した場合でも、失効してから３か月以内に、必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがあり、当該翻訳者の資格登録継続の意思が確認できた場合は、当センターは、資格の更新の要件を満たすことを確認した上で、失効前の状態に資格を回復し、同一資格で登録を更新する。

また、やむを得ない事情があって、定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合、資格の失効から６ヶ月以内であれば、資格の更新の要件を満たす必要な手続きを完了することによって、失効前の状態に資格を回復し、同一資格で登録を更新することができる。ただし、正当な事情及び経緯を記述した書面が提出され、当センターが承認した場合に限る。

7.3　資格の一時停止

当センターは、次の事項が発生した場合、あらかじめ期間を定めて、当該翻訳者の資格を一時停止する。

a）6項に定める継続的な確認で、容認できない問題が検出された。

b）翻訳者として遵守すべき事項への、容認できない違反が検出された。

c）当センターへの報告又は提出書類に関して、故意又は悪質な虚偽の記載があった。

d）翻訳者資格の公表に係わる重大な不正が発覚した。

7.4　資格の一時停止の解除

当センターは、上記の事項によって翻訳者資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に適切な修正及び是正処置が実施され、これらが解決されたと判断した場合は、当該翻訳者の資格の一次停止を解除する。ただし、故意又は悪質で、かつ極めて重大な不正の場合には一時停止解除を行わない。

7.5　資格の取消し

当センターは、7.3 項に該当する事実を検出し、定められた期間内に必要な修正及び是正処置が完了せずこれらの問題が解決されないと判断した場合、及び故意又は悪質で、かつ極めて重大な不正の場合には、当該翻訳者の資格を取消す。

取消の処分を受けた者から、その後当センターに登録のための新たな申請が提出されても当センターはそれを受理しない。

８．権利及び義務

8.1　登録された翻訳者の権利

当センターに登録された翻訳者は、次の権利を有する。

a）翻訳者は登録されている内容を記載した翻訳者登録証明書及び翻訳者登録カード（記載項目は付属書６参照）を受け取る。また、翻訳者登録証明書又は翻訳者登録カードを第三者に提示することが

できる。

b）翻訳者は、当センターに登録されている範囲内において、その登録されている事実の表明を行うことができる。

c）翻訳者は、「当センター翻訳者資格の公表に係わる遵守事項」（付属書５）に従って、当センターのロゴマークを使用することができる。

d）当センターによる判定結果又は評価登録業務に対して、異議申し立て又は苦情を申し出ることができる。

8.2　登録された翻訳者の義務

当センターに登録された翻訳者は、次の義務を負う。

a）「登録翻訳者倫理綱領」（付属書４）、「当センター翻訳者資格の公表に係わる遵守事項」（付属書５）を含め、本基準の規定に従う。

b）当センターに対し、評価登録の実施に必要な情報を提供する。

注：当センターは提供された情報を一般財団法人日本要員認証協会の個人情報保護方針及び情報セキュリティ管理規定に従って厳格に管理し、目的外使用を行わない。

c）次の状況となった場合は、無効となった資格の当センター登録に関わる表明を中止し、誤用を防ぐために、当該資格の翻訳者登録証明書及び登録カードを返却するか又は廃棄する。また、当該資格についてロゴマークの使用がある場合は、これを中止する。

1）登録資格が失効した場合（資格放棄を含む）

2）登録資格の一時停止又は取消しを受けた場合

d）翻訳業務上知り得た秘密及び未公開情報等を、業務依頼者の許可なく他に漏らし又は個人的に利用しない。

第二章　申請の手続き

９．各種申請の手続き

9.1　新規登録、拡大登録及び格上げの手続き

新規登録、拡大登録又は格上げ登録の手続きを行う方は、表７に従って申請書類の提出をお願いします。

なお、使用言語は日本語とします。外国人及び外国に居住する方も、氏名、住所及び固有名詞以外は日本語で記入して下さい。

表７　新規登録、拡大登録、格上げ登録に必要となる書類

提出書類	新規	拡大	格上げ	様式No
a）登録申請書（誓約含む）	○	○	○	様式1
b）検定試験合格証の写し	○	○	○	－
c）経歴書	○	－	－	様式2
d）卒業証明書等の写し	△	－	－	－
e）翻訳実績報告書　又は 翻訳経験証明書	△	△	△	様式3 様式4
f）払い込み記録	○	○	○	様式8
g）本人確認資料	○	－	－	－
h）顔写真	○	－	－	－
i）申請受理の返信用の郵便はがき	※	※	※	－

○：必須、△：条件による、－：不要、※：任意

a）登録申請書

「翻訳者登録申請書」（様式 1）は、すべての申請に必要な共通の様式です。“誓約書”を兼ねていますので、申請者記名欄には、自筆の署名又は押印をお願いします。

1）申請者氏名、押印

署名又は押印をお願いします。パソコン等で記名を行った場合にも近傍に自筆の署名又は押印を行って下さい。

2）氏名ローマ字、メールアドレス

姓（すべて大文字）、名（最初のみ大文字）の順に、原則としてヘボン式ローマ字表記（パスポートと同じ表記）で、記入して下さい。

【記入例】　翻訳 太郎 → HONYAKU　Taro

メールアドレスは、日常的にご連絡ができるメールアドレスを記入して下さい。ご登録いただいたメールアドレスは、毎回の資格の更新のご案内（メールでの案内を選択された場合）の他、“翻訳者評価登録センターからのお知らせ”にも使用する場合があります。

3）自宅住所、電話番号、FAX番号

連絡先が海外の住所となる方は、送付状作成の都合により、アルファベット表記にて記述して下さい。

4）勤務先名・所属・所在地、電話番号、FAX番号

所属する組織又は事務所等の所在地を記入して下さい。いずれの組織にも所属していない場合は記入不要です。

連絡先が海外の勤務先所在地となる方は、送付状作成の都合により、アルファベット表記にて記述して下さい。

5）連絡先

当センターからの郵送物等が確実に受け取れる場所を指定して下さい。

6）ご案内送付方法

登録資格の更新に関する案内送付方法として、メール又は郵送を選択し、チェックして下さい。

なお、メールをご指定の場合でも、判定結果通知及び登録証明書等は、上記5）の連絡先宛に郵送いたします。

7）当センターWEBサイトにおける翻訳者登録情報の公開方式

表８の項目を当センターＷＥＢサイトで公開します。希望による公開項目（表中の△）について希望有無を記入して下さい。

表８　当センターWEBサイトにおける翻訳者登録情報の公開／非公開項目

項目		公開	備考
氏名		△	登録された情報の公開有無選択
登録番号		○	
資格（区分、言語方向、専門分野）		○	
合格した検定試験（保有資格に対応する機関名、級）	1級、2級	○	
	3級	△	登録された情報の公開有無選択
住所		△	登録された情報の公開有無選択
電話番号		△	登録された情報の公開有無選択
FAX番号		△	登録された情報の公開有無選択
メールアドレス		△	登録された情報の公開有無選択

○：公開必須、　△：希望により公開

b）検定試験合格証の写し

申請する言語方向、専門分野、資格区分に対応した当センター登録試験の合格証の写しを添付して下さい。

なお、検定試験合格証は申請受付時点で合格証発行日から 5 年以内のものに限ります。また、氏名の変更履歴がわかる部分以外は、黒塗り等でマスキングしていただいて結構です。

（注）結婚、その他の理由により、合格証記載の氏名が申請時と異なる場合は、氏名の変更履歴がわかる証明資料（戸籍抄本等の写し）を添付して下さい。

c）経歴書

職務経験を記述して下さい。職務経験は翻訳活動とのかかわりに関係なく記述し、その内で翻訳に関わる業務を行った期間については、翻訳業務の概要も記述して下さい。常勤、非常勤を問いません。

d）卒業証明書等の写し

高等教育機関が認定した翻訳の卒業資格、又は高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格に該当する、卒業証書又は卒業証明書の写しの提出をお願いします。

（注）結婚、その他の理由により、証明書記載の氏名が申請時と異なる場合は、氏名の変更履歴がわかる証明資料（戸籍抄本等）の写しを添付してください。

なお、氏名の変更履歴がわかる部分以外は、黒塗り等でマスキングしていただいて結構です。

e）翻訳実績報告書又は翻訳経験証明書

4.2a）で規定する教育経験のある方は不要です。教育／実務経験が 4.2b）又は c）に該当する方は、翻訳経験又は翻訳実績のエビデンスとして、以下の 1）又は 2）のいずれかが必要です。

1）翻訳実績報告書

翻訳実績報告書に記載が必要となる原文文字数／ワード数は、表９を参照してください。

表９　翻訳実績報告書に記載する原文文字数／ワード数

資格区分	高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格がある場合	専業専門家として5年以上の翻訳経験がある場合
APT、PT	日英：原文30万文字以上 英日：原文15万ワード以上	日英：原文75万文字以上 英日：原文38万ワード以上
PPT	日英：原文15万文字以上 英日：原文8万ワード以上	日英：原文38万文字以上 英日：原文19万ワード以上

注１）高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格がある場合に必要となる翻訳実績は、直近の２年より前の実績でも構いません。

注２）専業専門家として５年以上の翻訳経験がある場合に必要となる翻訳実績は、直近の５年より前の実績でも構いません。

翻訳実績報告書に記載する原文文字数／ワード数は、申請する専門分野及び言語方向毎に必要です。

翻訳実績報告書には、発注元による証明を受けるか、又は原文文字数／ワード数を示す支払証明書の写しを添付して下さい。支払証明書に原文文字数／ワード数が直接記載されていない場合は、概略の単価と支払証明書記載の受注金額から推定しても結構です。

翻訳実績報告書は発注元毎に作成して下さい。翻訳実績報告書は、Word形式のファイルとなっていますので、行数、発注元欄が不足する場合は適宜、追加して下さい。

2）翻訳経験証明書

専業専門家としての翻訳経験又はそれと同等の翻訳経験を有する申請者は、1）の「翻訳実績報告書」に代えて、「翻訳経験証明書」を提出されても結構です。

翻訳経験証明書に記載が必要となる翻訳経験は、表１０を参照してください。

表１０　翻訳経験証明書に記載する翻訳経験年数

資格区分	高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格がある場合	専業専門家として5年以上の翻訳経験がある場合
APT、PT、PPT	2年相当の業務経験	5年相当の業務経験

注１）高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格がある場合に必要となる翻訳経験は、直近の２年より前の経験でも構いません。

注２）専業専門家として５年以上の翻訳経験がある場合に必要となる翻訳経験は、直近の５年より前の経験でも構いません。

申請する専門分野及び言語方向毎に、2年又は5年以上の翻訳経験を有することが判るように記述して下さい。翻訳経験証明書は、Word形式のファイルとなっていますので、適宜、コピーしてお使いください。署名欄には、記載した翻訳活動について証明ができる第三者による証明又は押印をお願いします。複数組織による証明を別の証明書に受けても結構です。

主な翻訳経験の記入例としては、以下のようなものがあります。

・機械メーカーの設備取り扱い説明書（日英）
・化学製品の特許明細書（英日）
・人事管理用コンピュータソフト（英日）
・外国の法律・政府規制（英日）

f）払い込み記録

料金基準（付属書3）に定められた、申請料・登録料の合計額（ただし、拡大、格上げの場合は申請料のみ）の払い込み記録の写しを貼付した様式8「振込み連絡票」を提出して下さい。

万一、登録が認められなかった場合は、返金いたします。

g）本人確認資料

申請者が、書類記載の本人であることを確認できる証明書（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、住民票、健康保険証等）の写しを添付して下さい。なお、申請書類に記載不要である本籍地等の情報は、黒塗り等でマスキングしていただいて結構です。

h）顔写真

顔写真（縦45㎜×横36㎜、又は縦が30㎜～60㎜の間で縦横比率が1：0.8のサイズ）を提出してください。登録された翻訳者に発行する登録カードに使用します。原則として、正面、無帽、無背景、直近6ヶ月以内に撮影したものとし、裏面に氏名を記入してください。カラーでも白黒でも結構です。

i）申請受理の返信用の郵便はがき（任意）

ご提出いただいた書類をRCCTが受理した旨の通知を希望される方は、返信用の郵便はがきを同封してください。この郵便はがきには、以下のようにご記入をお願いいたします。

・表面（宛名面）：申請受理の返送先の郵便番号、ご住所、お名前を記入してください。

・裏面:記入不要です。ご提出頂いた書類を受理した旨、RCCTで記載させていただきます。

9.2　更新の手続き

更新登録を行う方は、表１１に従って申請書類の提出をお願いします。

なお、使用言語は日本語とします。外国人及び外国に居住する方も、氏名、住所及び固有名詞以外は日本語で記入して下さい。

表１１　更新登録に必要となる書類

提出書類	更新	様式No
a）登録申請書（誓約含む）	○	様式1
b）翻訳実績報告書　又は 翻訳経験証明書	△	様式3 様式4
c）継続的専門能力開発（CPD）実績	△	様式8
d）2年間の振返りと苦情等の記録	○	－
e）払い込み記録	○	様式8
f）顔写真	△	－
g）申請受理の返信用の郵便はがき	※	－

○：必須、△：条件による、※：任意

a）登録申請書

9.1a）を参照してください。

b）翻訳実績報告書又は翻訳経験証明書

前回申請以降の翻訳活動実績として、以下の1）又は2）のいずれかが必要です。

1）翻訳実績報告書

翻訳実績報告書に記載が必要となる原文文字数／ワード数は、以下のようになります。

日英の場合：原文30万文字以上（PPT申請の場合のみ原文15万文字以上）、

英日の場合：原文15万ワード以上（PPT申請の場合のみ原文8万ワード以上）

翻訳実績報告書に記載する原文文字数／ワード数は、申請する専門分野及び言語方向毎に必要です。翻訳実績報告書には、発注元による証明を受けるか、又は原文文字数／ワード数を示す支払証明書写しを添付して下さい。支払証明書に原文文字数／ワード数が直接記載されていない場合は、概略の単価と支払証明書記載の受注金額から推定しても結構です。

翻訳実績報告書は発注元毎に作成して下さい。翻訳実績報告書は、Word形式のファイルとなっていますので、行数、発注元欄が不足する場合は適宜、追加して下さい。

更新の場合の翻訳実績には、登録されているすべての専門分野と言語方向を含んでいる必要があります。日英と英日の両方の言語方向で登録されている方は、両言語方向の実績を合わせて所定の原文文字数／ワード数相当あれば結構です。

2）翻訳経験証明書

専業専門家としての翻訳経験又はそれと同等の翻訳経験を有する申請者は、1）の「翻訳実績報告書」に代えて、「翻訳経験証明書」を提出されても結構です。

申請するすべての言語方向及び専門分野を含む、申請前 2 年間の翻訳経験を有することが判るように記述して下さい。

c）継続的専門能力開発（CPD）

必要な翻訳実績を示すことに代えて、（前回申請受付日以降、今回の申請までの期間において）合計 10 時間以上の専門能力開発を行ったことを示す資料を提出する方法を選択することもできます。ただし、APT 及び PT 資格保有者は、この方法を２回連続して選択する仕方で資格を更新することはできません。

継続的専門能力開発（CPD）として

①セミナー、研修等への参加

②本・DVD 等による自己学習

等が挙げられます。

①については実施日、時間を示す資料、参加を証明する資料及びプログラム（カリキュラム）を添付して、様式 5 に能力開発の内容を日本語 400 字程度で記述して下さい。

②については様式 5 に能力開発の内容を日本語 400 字程度で記述して下さい。

①、②のどちらの場合も、何に関する能力開発を目的に、どのような活動を行ったか、及び活動の結果どのようなことを習得したかを具体的に記述して下さい。習得内容の記述は習得したことの代表的な例で結構です。

d）2年間の活動の振返りと苦情等の記録

新規登録又は前回更新からの 2 年間における翻訳者としての活動の振り返りを行い、振り返り結果について 200 字程度で記述して下さい。（例：特に注力したこと、良かった点、反省又は改善すべき点、さらに能力を伸ばしたい点等

翻訳者としての活動がなかった場合にも、自身の力量の維持向上に関する考えを記述して下さい。

また、「苦情等」の欄に、翻訳者として受けた重大な苦情の有無を記載し、ありの場合にはその概要を記述して下さい。

e）払い込み記録

9.1h）を参照してください。

h）顔写真

登録カード掲載顔写真の変更を希望される場合は、顔写真のご提出をお願いします（登録カード掲載の顔写真の変更を希望されない場合は、提出されなくても構いません）。

写真の大きさは、9.1j）を参照してください。

g）申請受理の返信用の郵便はがき（任意）

9.1i）を参照してください。

１０．異議申し立て及び苦情

10.1　翻訳者として受けた苦情

翻訳者としての活動に対して利害関係者から重大な苦情を受けた場合は、9.2d）に記述の通り、資格更新

時に当センターに報告して下さい。

ただし、苦情内容が緊急性を有する場合には、都度速やかにその内容及び対応の計画又は完了を、当センターに書面で報告して下さい。（様式 10：翻訳者活動に関わる苦情報告書）

10.2　当センターに対する異議申し立て又は苦情

当センターに対する異議申し立て又は苦情がある場合は、「翻訳者登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」（RCCT TR11）に従って手続きして下さい。

１１．登録情報の変更、資格放棄の届出、登録証明書の再発行申請

11.1　登録情報の変更

翻訳者登録のため、当センターに届出されている内容に変更が生じた場合は、書面（様式7：登録情報変更依頼書）にて報告して下さい。

11.2　資格放棄の届出

保有する翻訳者資格を放棄する場合は、書面（様式12：資格放棄の届）で届出をして下さい。

11.3　登録証明書等の再発行申請

登録証明書等の発行は、原則として一回のみです。登録証明書･登録カードの再発行を希望される場合は、書面（様式9：登録証明書･登録カード再発行依頼書）にて申請して下さい。

申請の際は、料金基準（付属書3）に定める発行料の払い込み記録の写しを貼付した「振込み連絡票」（様式8）を添付して下さい。

１２．申請料・登録料の支払い及び申請書類の送付先

当センターへの翻訳者登録のための申請料・登録料の支払いは、すべて指定銀行口座への振込みにてお願いいたします。各種申請時に必要な料金は、料金基準（付属書3）に記載されています。

1）申請料･登録料の振込み先

項　目	銀行口座
銀行名	みずほ銀行
支店名	青山支店
預金種別	普通預金
口座番号	２６１９５５３
口座名義	一般財団法人日本要員認証協会 ザイ）ニホンヨウインニンショウキョウカイ

注）振込み手数料のご負担をお願いいたします。
　　口座名義の頭が（イチザイ）でないことにご注意下さい。

2）申請書類の送付、お問合わせ先

〒108-0073 東京都港区三田３丁目１１−２８ 三田 Avanti
一般財団法人日本要員認証協会　翻訳者評価登録センター（RCCT）
お問合わせフォーム https://www.jrca-jsa.or.jp/com/query/

付則

この RCCT TR01「翻訳者の資格基準及び手続き」改定５版は、２０２５年５月１５日から施行する。

付属書１　当センター登録試験について

当センター登録試験を実施する機関は、以下による。

登録番号	登録試験名称	検定試験実施機関名称
RCT-TE-001	JTF＜ほんやく検定＞	一般社団法人　日本翻訳連盟
RCT-TE-002	NIPTA/JTF 知的財産翻訳検定試験	特定非営利活動法人 日本知的財産翻訳協会

当センター登録試験と翻訳者登録での言語方向、専門分野、区分の対応は、以下による。

登録試験名称及び技術分野、言語方向、級				翻訳者資格での専門分野、言語方向、区分		
登録試験名称	技術分野	級	言語方向	専門分野	区分	言語方向
ＪＴＦ＜ほんやく検定＞	政経・社会	1	日英	金融・経済・法務	APT	日英
			英日			英日
		2	日英		PT	日英
			英日			英日
		3	日英		PPT	日英
			英日			英日
	金融・証券	1	日英		APT	日英
			英日			英日
		2	日英		PT	日英
			英日			英日
		3	日英		PPT	日英
			英日			英日
	科学技術	1	日英	工業・科学技術	APT	日英
			英日			英日
		2	日英		PT	日英
			英日			英日
		3	日英		PPT	日英
			英日			英日
	情報処理	1	日英		APT	日英
			英日			英日
		2	日英		PT	日英
			英日			英日
		3	日英		PPT	日英
			英日			英日
	医学・薬学	1	日英	医学・医薬	APT	日英
			英日			英日
		2	日英		PT	日英
			英日			英日
		3	日英		PPT	日英
			英日			英日
NIPTA/JTF 知的財産翻訳検定試験	知的財産法務	1	日英	特許・知財	APT	日英
			英日			英日
	電気・電子工学	1	日英			日英
			英日			英日
	機械工学	1	日英			日英
			英日			英日
	化学	1	日英			日英
			英日			英日
	バイオテクノロジー	1	日英			日英
			英日			英日
	特許一般	2	日英		PT	日英
			英日			英日

付属書２　申請に必要な各種様式

申請に必要な各種様式の一覧を以下に示します。各様式は、当センターのホームページ（https://www.jrca-jsa.or.jp/rcct/）よりダウンロードして使用して下さい。

様式 No	題名	備考
様式 1	翻訳者登録申請書	誓約書を兼ねる
様式 2	経歴書	新規申請時のみ
様式 3	翻訳実績報告書	新規、更新における翻訳実績提示用
様式 4	翻訳経験証明書	新規、更新申請時に専業専門家としての翻訳経験又はそれと同等の経験を証明する場合、翻訳実績報告書に代えて使用可
様式 5	継続的専門能力開発（CPD）実績の記録	資格更新時で翻訳実績に代替する場合のみ
様式 6	2 年間の活動の振返りと苦情等の記録	資格更新時のみ
様式 7	登録情報変更依頼書	
様式 8	振込み連絡票	
様式 9	登録証明書･登録カード再発行依頼書	
様式 10	翻訳者活動に関わる苦情報告書	
様式 12	資格放棄の届	
様式 13	領収書依頼票	

付属書３　申請料、登録料及び登録証明書等再発行料金

1. 定義

（１）申請料

当該の翻訳者資格への登録（拡大・格上げ登録を含む）のための評価に係る料金。

（２）登録料

評価に合格した後、当該資格の翻訳者として次回更新期限まで登録するための料金。
申請が認められなかった場合には、登録料を返金する。

２．翻訳者の申請料及び登録料

申請時に必要な料金を下表に示す。

翻訳者として申請時に必要な料金（消費税込）

資格区分		APT	PT	PPT
新規	申請料	5,500円	5,500円	5,500円
	2年分の登録料	27,500円	22,000円	16,500円
更新	2年分の登録料	27,500円	22,000円	16,500円
拡大	申請料	5,500円	5,500円	5,500円
格上	申請料	5,500円	5,500円	―

注　申請料、登録料について

・新規申請時には、申請料と登録料の合計金額の振込みが必要である。
・複数資格を申請する場合の申請料は、申請する言語方向と専門分野毎に必要である。
・登録料は言語方向と専門分野の数によらない
・言語方向と専門分野によって異なる区分の資格を有する場合には最も高い区分の登録料のみを用いる

３．登録証明書等の再発行料金

登録証明書及び登録カードの発行は１枚のみとする。ただし、紛失、破損等の場合には申請により再発行を行う。その際に必要な料金を下表に示す。

登録証明書又は登録カードの再発行に必要な料金（消費税込）

項目	料金
登録証明書の再発行	1,100 円
登録カードの再発行	1,100 円

付属書４　登録翻訳者倫理綱領

（法令・基準の遵守）

１．登録された翻訳者は、法令及び当センターの基準、手順に従う。

２．登録された翻訳者は、この綱領に定められていない事項についても自ら守るべき職業倫理のあることを認識し、登録された翻訳者としての名誉と良識においてこの綱領の精神に従う。

（自律及び公正性）

３．登録された翻訳者は、深い知識と高い技術の保持に努め、登録された翻訳者としての名誉を重んじ、専門的かつ公正な態度で翻訳を行う。

４．この綱領を含め遵守しなければならない事項に対する違反が申し立てられた時には、その調査に協力する。

（秘密保持）

５．登録された翻訳者は、業務上知り得た秘密及び情報等を、業務依頼者の了解なしに他に漏らし又は個人的に利用しない。

（自己研鑽）

６．登録された翻訳者は、登録された翻訳者としての社会的使命の重要性を認識し、つねに自己の力量の開発、研鑽に努め、忠実な業務の遂行を通じて、翻訳サービスに対する信頼の向上に努める。

７．登録された翻訳者は、自己の業務に対する苦情、評価等を謙虚に受け止め、再発防止を確実に行うと共に、自己の力量向上に努める。

以上

付属書５　当センター翻訳者資格の公表に係わる遵守事項

１．適用範囲

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会　翻訳者評価登録センター（以下、当センターという）が登録した翻訳者が、自らの翻訳者資格に関して公表する際に遵守しなければならない事項等について定める。

２．翻訳者資格の公表における表示方法

2.1 表示媒体

ロゴマークは、本人の名刺にのみ表示することができる。

ロゴマークを使用せずに資格を公表する場合は、特に媒体の制約はない。

2.2 表示事項

当センターに登録された翻訳者が、登録されていることを公表する場合には、当センターロゴマークの使用の有無にかかわらず、登録対象の資格区分が判る記述と登録番号表記をしなければならない。複数の資格区分を有する場合には、資格区分は最上位の区分のみの表記でもよい。

【表記例】

Advanced Professional Translator（T99999）

PT（T99999）

Paraprofessional Translator（T99999）

2.3 公表可能期間

2.3.1 翻訳者は、当センターロゴマークの使用の有無にかかわらず登録の有効期間内においてのみ、翻訳者資格登録を公表できる。

2.3.2 登録資格の失効、一時停止又は取消しが行われた場合、当該者は、翻訳者資格登録の公表を直ちに中止し、翻訳者資格登録を記載した対象物（印刷物等）は破棄しなければならない。

３．誤った公表方法に対する処置

3.1 翻訳者が本遵守事項に違反して翻訳者資格に関する公表をした場合、当センターは、修正と必要な場合には是正処置を要求する。

3.2 当センターの修正又は是正処置要求に対して直ちに適切な対応がとられない場合は、当センターは、当該翻訳者に対して登録資格の一時停止又は取消しの処置を取る。

４．当センターのロゴマークの表示方法

4.1 ロゴマークの内容

当センターのロゴマークは、下図に示すようにマーク部とロゴ部よりなる。

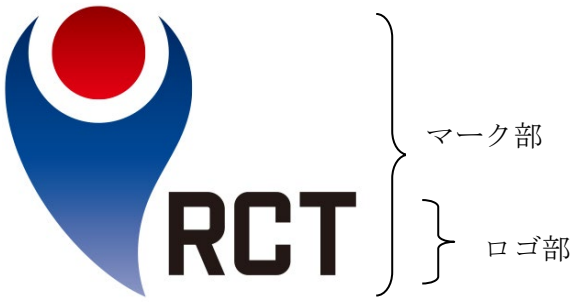

マークの意味は以下の通り。
専門家個人に対する評価登録であることを両手を上げた「人」のシルエットでシンボル化。
赤色は活動的、発展を示し、
青色は安心、信頼性を表現。

RCT：Registration of Certificated Translators

4.1.1 マーク部の基本色はカラー印刷の場合は赤色と青色の２色とし、グラデーションはなくてもよい。また、白黒印刷でもよいが、地色と明瞭な対比を持たせるようにしなければならない。
4.1.2 ロゴ部の表示は黒色を使用し、できるだけ上図と類似書体を使用すること。
4.1.3 ロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、マーク部とロゴ部の比率が上図と同じになるようにして拡大又は縮小を行い、拡大又は縮小後の縦横の比率は上図と同じになるようにすること。
4.1.4 マーク部とロゴ部は個別に表示してはならず、ロゴマークとして一体で表示すること。
4.1.5 必要な場合、当センターから登録された翻訳者にロゴマークの電子データを提供する。

4.2 当センターのロゴマークの管理

当センターがロゴマークの電子データを提供した場合、翻訳者は提供されたロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のための適切な管理を行わなければならない。

備考

当センターの英文名称は“Registration Center of Certificated Translators” (略称 RCCT)であるが、ロゴマークにおけるロゴ部にはスキーム名称である“Registration of Certificated Translators” (略称 RCT)を用いる。

以上

付属書６　翻訳者登録証明書及び翻訳者登録カードの記載項目

記載項目	翻訳者登録証明書（和英併記）	翻訳者登録カード（日本語）
氏名	○	○
生年月日	○	―
適用基準	○	―
登録番号	○	○
言語方向	○	○
専門分野	○	○
資格区分	○（英語）	○（英語）
登録日	○	―
有効期限日	○	○
発行機関名称（当センター)	○	○

○：記載あり　　―：記載なし

制定・改定履歴

版番号	制定、改定年月日	制定、改定内容
制定	2019 年 4 月 1 日	2017 年 4 月 1 日 翻訳者登録業務開始にあたり、翻訳者を登録するための基準及び手続きとして新規制定したが、 2019 年 4 月 1 日 一般財団法人 日本要員認証協会設立にあたり、一般財団法人 日本規格協会　TR01 改訂 1 版を承継して新規制定した。
改定 1 版	2019 年 10 月 1 日	1)消費税率改定に伴い、料金を変更した。(付属書３) 2)2019 年 3 月 31 日までの登録料免除を期間満了に伴い削除した。(付属書３) 3)様式４「翻訳経験証明書」が新規申請時のみでなく、資格更新時にも使用できることの記述が漏れていたので追記した。(10 項、16 項) 4)その他内容に係わらない記述修正を行った。
改定２版	2021 年 4 月 1 日	下記の要件緩和措置終了に伴う変更。 ・PPT「当センター登録試験１級又は２級」又は「教育・実務経験」のいずれかを必須としていたが、「当センター登録試験３級以上」及び「教育・実務経験」が必須となる。 （３項 表１、４．１項、９項 表ｂ２） ・APT、PT、PPT ともに検定試験は合格から 5 年以内が有効。 （３項 表１、９項 表ｂ２）
改定３版	2021 年 6 月 15 日	・お問合せ先として、お問合せフォームの URL を記載した。(19 項 2)) ・一部軽微な誤記の修正を行った。
改定４版	2024 年 5 月 1 日	・申請受理の返信用の郵便はがきを申請に必要な資料の一覧に追加（１０項表３)) ・申請受理の返信用の郵便はがきの説明を追加（１０項 7)) ・RCCT の住所変更に伴う変更（19 項 2))
改定５版	2025 年 5 月 15 日	・関連文書を、ISO17100 から JIS Y 17100 に変更（2.2 項） ・当センター登録試験を付属書１に掲載（付属書１）